重要事項説明書

（訪問看護・介護予防訪問看護）

利用者：　　様

事業所：きらり訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

１　事業者

法人名称	合同会社　望愛
法人所在地	愛知県北名古屋市鹿田坂巻３３番地３　ステップ21　A-1
法人種別	合同会社
代表者名	加藤　泉
電話番号	0568‐54‐8890

２　事業所名

事業所名称	きらり訪問看護ステーション
事業所所在地	愛知県北名古屋市鹿田坂巻３３番地３　ステップ21　A-1
管理者名	加藤　泉
電話番号	0568‐54‐8890
ＦＡＸ	0568－54-8891
サービス提供地域	北名古屋市・岩倉市・小牧市・豊山町・清須市 名古屋市(北区・西区)
指定番号	第　　号　（令和９年１月１日指定）

（１）営業日

営業時間	午前８：３０～午後５：３０
定休日	土・日・祝日　及び　年末年始（１２/２９～１/３） ※主治医の指示により、休日でも訪問します。

（２）職員の職種、員数及び職務の内容

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者　１名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

② 看護職員等　２．５以上（常勤換算）

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（３）事業計画及び財務内容について

事業計画書及び財務内容については利用者及びその家族にとどまらずすべての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3　事業の目的、運営方針

〈事業の目的〉

要介護状態又は要支援状態と認定された利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保できるように支援することを目的とします。

〈運営の方針〉

利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

〈サービスの提供方針〉

サービスの提供にあたり、主治の医師のもと要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとおもに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。

また、24 時間体制を整え利用者の同意のもと、緊急時等訪問します。

4　サービス内容

症状の観察	病気や障害の状態、体温・血圧・脈拍・酸素濃度等 全身状態の観察、異常の早期発見
在宅療養のお世話	身体への清拭、洗髪、入浴介助、 食事や排泄等の介助・指導
薬の相談・指導	薬の作用・副作用の説明、飲み方の指導、 残薬の確認など
医師の指示による医療処置	点滴、カテーテル管理（胃瘻、尿道留置カテーテル等)、 吸引、ストマー・ウロストミーの管理、 インシュリン注射の管理など
医療機器の管理	在宅酸素、人工呼吸器などの管理
床ずれ予防・処置	床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て
自己管理の指導、手技確認	ストマー・ウロストミー等、インシュリン注射、 自己導尿
認知症患者のケア	利用者と家族の相談、対応方法の助言など
介護予防	健康管理、低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど
ご家族等への介護支援・相談	介護方法の助言、病気や介護の不安の相談など
在宅でのリハビリテーション	拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練など
ターミナルケア	がん末期や終末期を自宅で過ごせるよう支援
精神科訪問看護	精神状態の観察、悪化の予防、服薬管理の指導、 コミュニケーション支援、生活リズムの維持・支援、 ご家族への支援、関係機関との連携

５　訪問看護サービス料金（別紙１参照）

※名古屋市の地域区分は３級地であるため、利用料の額は全単位に 11.05 円を乗じて算出されます。

※北名古屋市、岩倉市、豊山町、春日井市、清須市の地域区分は６級地であるため、利用料の額は全単位に 10.42 円を乗じて算出されます。

※小牧市の地域区分は７級地であるため、利用料の額は全単位に 10.21 円を乗じて算出されます。

（１）交通費

通常のサービス実施地域にお住いのお客様は、無料となります。

通常の実施地域を越えて行う居宅サービスの提供に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、１キロメートルあたり２０円を徴収する。

（２）キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

（連絡先：きらり訪問看護ステーション　TEL：0568-54-8890）

利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合……無料
利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合…… 3 000 円

（３）利用料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、26 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

６　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いします。

①契約書・重要事項説明書の説明　個人情報利用の同意

②アセスメントなどの情報収集

③サービス計画の作成

上記内容をご説明し進めさせていただきます。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１カ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合

④契約の終了

・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払を 3 カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、事業者や事業者のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

（3）サービスの中止

・風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。

・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。

・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止させていただくことがございます。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応いたします。

・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業者に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

7　緊急時の対応方法

・サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

・救急車又はご家族様の自家用車等、タクシーにて病院搬送の際等、搬送先の病院時等当事業所の看護師が同伴することは基本的にできません。

主治医	主治医氏名		
	連絡先		
訪問看護ステーション		（固定）0568-54-8890	（携帯）080-7431-1024

8　高齢者虐待及び身体拘束防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待及び身体拘束の防止をより推進する観点から、虐待の発生、又はその再発、及び身体拘束を防止するための措置を講じている。

9　感染症対策

感染症の発生、及び蔓延しないよう、事業所における指針を整備している。

職員の感染に対する意識を高め、清潔の保持に努め、健康状態を管理する。

事業所内の備品等、衛生管理に努める。

１０　業務継続計画の策定

感染症や災害の発生時に、継続的にサービスが提供できるよう体制を構築するため、業務継続計画を策定している。

１１　当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

相談窓口	きらり訪問看護ステーション	担当：加藤泉（管理者） TEL：0568-54-8890
	北名古屋市役所介護保険課	平日 8:30～17:15 TEL：0568-48-0165
	愛知県国民健康保険団体連合会	平日 9:00～17:00 TEL：052-971-4165

１２　個人情報の使用及び秘密保持

マイナ保険証の利用、電子処方箋、電子カルテ共有サービスなどにおいて、事業所、および事業所の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、事前に文書で同意を得ます。

１３　訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年の診療報酬改定に伴い、看護師等がオンライン資格確認により利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算　　５０円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

☆ 施設基準

１．厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。

２．マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。

３．医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること

４．３の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること

☆ 個人情報の取扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

１４　カスタマーハラスメントに対する基本方針

当社は、お客様に最高のサービスを提供できるよう、日々の業務に取り組んでおります。しかしながら、当社の従業員に対する社会通念上許容される範囲を超えた言動（カスタマーハラスメント）があった場合、従業員の安全と就業環境を守るため、以下の通り対応いたします。

【カスタマーハラスメントの対象となる行為】

- 暴言、威圧的な言動、大声、侮辱、人格を否定する発言
- 執拗な謝罪の強要、不当な金品の要求、土下座の要求
- 合理的な理由のない長時間の拘束、過度な繰り返しの要求
- 従業員に対する SNS 等での誹謗中傷、写真や動画の無断撮影・公開
- 暴力行為、脅迫、その他犯罪行為に該当する恐れのある言動

【当社の対応】

これらの行為が認められた場合、誠に遺憾ながらサービス・商品の提供やお取引をお断りし、ご退店またはお引き取りいただく場合がございます。また、悪質な事案と判断した場合には、警察への通報や弁護士を通じた法的措置を含め、厳正に対処いたします。

今後とも、すべてのお客様に安心・安全で快適な環境を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※　当事業者・当事業所は、第三者評価の実施状況は、実施しておりません。

【加算に関する同意の有無】
お客様は下記の加算に同意する場合には「同意します」に、同意しない場合は「同意しません」に丸印をご記入ください。

1．介護保険の場合
お客様は、緊急時訪問看護加算に　（ 同意します ・ 同意しません ）

2．医療保険（精神含む）適応の場合　（ 同意します ・ 同意しません ）
1)お客様は、２４時間対応体制加算に　（ 同意します ・ 同意しません ）
2)お客様は、情報提供療養費の加算に　（ 同意します ・ 同意しません ）
3)お客様は、ターミナルケア療養費に　（ 同意します ・ 同意しません ）
4)お客様は、複数名訪問看護加算に　（ 同意します ・ 同意しません ）
5)お客様は、緊急訪問加算に　（ 同意します ・ 同意しません ）

以上の訪問看護サービス重要事項説明について、きらり訪問看護ステーションより説明を受け、サービス提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

契約日：　　年　　月　　日

【利用者】
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【署名代行者】
私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。
署名代行事由　□筆記困難なため　□視力低下の為　□内容の理解が困難なため
□その他（　　）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □利用者に同じ

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞（利用者との関係：　　）

【事業者】　住　　所　愛知県北名古屋市鹿田坂巻３３番地３ ステップ２１ A-1
事業者名　合同会社　望愛
事 業 者　代表社員　加藤　泉　㊞

【事業所】　住　　所　愛知県北名古屋市鹿田坂巻３３番地３ ステップ２１ A-1
事業所名　きらり訪問看護ステーション
管 理 者　加藤　泉　㊞

（別紙１）訪問看護サービス料金表

１．訪問看護（介護保険）

区分	介護予防	利用者負担		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
介護予防訪問看護Ⅰ1（20 分未満）	3,030 円/回	303 円	606 円	909 円
介護予防訪問看護Ⅰ2（30 分未満）	4,510 円/回	451 円	902 円	1,353 円
介護予防訪問看護Ⅰ3（30 分以上 1 時間未満）	7,940 円/回	794 円	1,588 円	2,382 円
介護予防訪問看護Ⅰ4（1 時間以上 1 時間 30 分未満）	10,900 円/回	1,090 円	2,180 円	3,270 円
介護予防訪問看護Ⅰ5　1 回（20 分未満）	2,840 円/回	284 円	568 円	852 円
介護予防訪問看護Ⅰ5　2 回（40 分未満）	5,680 円/回	568 円	1,136 円	1,704 円

区分	介護保険	利用者負担		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護Ⅰ1（20 分未満）	3,140 円/回	314 円	628 円	942 円
訪問看護Ⅰ2（30 分未満）	4,710 円/回	471 円	942 円	1,413 円
訪問看護Ⅰ3（30 分以上 1 時間未満）	8,230 円/回	823 円	1,646 円	2,469 円
訪問看護Ⅰ4（1 時間以上 1 時間 30 分未満）	11,280 円/回	1,128 円	2,256 円	3,384 円
訪問看護Ⅰ5　1 回（20 分未満）	2,940 円/回	294 円	5　88 円	882 円
訪問看護Ⅰ5　2 回（40 分未満）	5,880 円/回	588 円	1,176 円	1,764 円

加算料金（1 割負担の場合）

- 緊急時訪問看護加算（月 1 回）：600 円
- 訪問看護サービス提供体制加算：6 円/回
- 特別管理加算（月 1 回）：Ⅰ・ 500 円、Ⅱ・ 250 円
- 初回加算（退院・対処日初回）：350 円
- 初回加算（初回のみ）：300 円
- 退院時共同指導加算（退院後初回）：600 円
- ターミナルケア加算：2,500 円
- 複数名訪問看護加算：30 分未満・254 円、30 分以上・402 円/回

- 介護職員等処遇改善加算：所定の介護給付費単位サービスコード表によります

２．訪問看護（医療保険）

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき所定の額を徴収させていただきます。

項目	回数	利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費（1 日につき）	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
基本療養費（1 日につき）	週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
管理療養費	月の初回	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
管理療養費	月の 2 回目以降	3,010 円	301 円	602 円	903 円
訪問看護物価対応料 1	月の初回	60 円	6 円	12 円	18 円
訪問看護物価対応料 1	月の 2 回目以降	20 円	2 円	4 円	6 円
24 時間対応加算	月 1 回	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
ベースアップ評価料	月 1 回	1,830 円	183 円	366 円	549 円
特別管理加算 I	月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円
特別管理加算 II	月 1 回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
夜間・早朝訪問看護加算（6 時～8 時・18 時～22 時）	1 回につき	2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算（22 時～6 時）	1 回につき	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
ターミナルケア加算 I	–	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア加算 II	–	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
難病複数回訪問加算（週 4 回以上訪問できる方）	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
難病複数回訪問加算（週 4 回以上訪問できる方）	1 日 3 回以	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
緊急時訪問看護加算	1 回につき	2,650 円	265 円	530 円	795 円
退院時共同指導加算	退院後初回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算	退院当日 1 回のみ	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円

項目	回数	利用料	利用者負担		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
複数名訪問看護加算 （2 人以上で訪問が必要な場合）	週 1 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
長時間訪問看護加算 （90 分以上超えた場合）	週 1 回	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円

※公費負担のある方は自己負担の軽減措置があります。

３．保険適用外料金

項目	回数	料金（税込）
交通費	1 回につき	実施地域を超える場合は 1 キロあたり ２０円
休日加算	1 日につき	2,200 円
死後の処置料	―	11,000 円（深夜帯）16,500 円
吸引器レンタル料	1 日につき	200 円
時間外の訪問看護	―	5,000 円
おむつ代等・消耗材料費	―	おむつ等日常生活上必要な物品は実費を請求します。